

平成 23 年 2 月 1 日

株主各位

広島県安芸郡府中町茂陰二丁目 3 番 17 号

富士機械工業株式会社

代表取締役 和田 隆雅

株券を発行する旨の定款の定めを廃止について

当社は、平成 23 年 2 月 16 日をもって、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、ここに公告します。

なお、同日より当社の株券は無効となります。

以 上